

原案（案）からの主な変更点（西三河南部西医療圏保健医療計画）

| 頁 | 章節名等 | 変更箇所 | 変更内容 |
|----|------------------|-------------------------------------|--|
| 13 | 第2章 第1節 がん | 1 がんの患者数 等 現状欄2番目の○ | 「○ 『愛知県のがん登録事業』の情報は、全国がん登録が平成28年1月から法制化されたことにより、他の都道府県の情報と共に国立がん研究センターに集約され、国や都道府県のがん対策に生かされています。」を追加した。 【理由】 県計画を参考に文章を追加した。 |
| 14 | 同上 | 3 医療提供体制 現状欄2番目の○ | 「…難治性小児がんの治療が行われています。」の後に、「厚生連安城更生病院では、小児がん治療を始めとする長期入院の小児のために、院内学級が設けられています。安城市立中部小学校を在籍校として、病院の職員との密な連携により、工夫された指導方法のもと教育が受けられるよう配慮されています。中学生の場合には、県立大府特別支援学校からの訪問教育が受けられるよう調整しています。（第6章小児医療対策）」を追加した。 【理由】 医療圏内の小児がんに対する取組みについて、より詳細に記載するため、第6章にある記載を再掲した。 |
| 14 | 同上 | 同上 課題欄2番目の○ | 「○ 小児がん等により長期の入院治療等を必要とする場合に、医療、教育等地域関係機関と連携した支援が必要です。」を追加した。 【理由】 現状欄に対応する課題を追加した。 |
| 15 | 同上 | 4 緩和ケア、在宅療養等 課題欄1番目の○ | 「○ がんと診断されたとき、治療の経過、再発や転移がわかったときなど、様々な場面でのつらさやストレスをやわらげ、患者と家族が自分らしく過ごせるよう、緩和ケアの充実を図る必要があります。」を追加した。 【理由】 内容を見直し適切な文章を追加した。 |
| 15 | 同上 | 5 相談支援・情報提供 課題欄1番目の○ 課題欄2番目の○ | 「3 医療提供体制」の課題欄に記載されていた「○ 患者数の少ない小児・AYA世代のがんや…」と「4 緩和ケア、在宅療養等」の課題欄に記載されていた「○ がん患者が治療と仕事を…」を、「5 相談支援・情報提供」の項に移動した。 【理由】 内容を見直し適切な位置に移動した。 |
| 16 | 同上 | 今後の方策 15ページ 1番 目の○ | 「教育」と「終末期医療」の間に、「 歯科医による口腔ケア・口腔管理 」を追加した。 【理由】 県計画を参考に語句を追加した。 |
| 16 | 同上 | 【今後の方策】 最後の○ | 「○ 小児・AYA世代のがん、希少がん、難治性がん等に関する情報の提供に努めます。」を追加した。 【理由】 県計画を参考に文章を追加した。 |

| 頁 | 章節名等 | 変更箇所 | 変更内容 |
|----|--------------------|--------------------------------------|---|
| 30 | 第2章 第3節 心筋梗塞 | 4 医療提供体制 現状欄2番目の○ | 「愛知県急性心筋梗塞システム」の参加病院として八千代病院を追加した。 【理由】正しい情報に修正した。 |
| 35 | 第2章 第4節 糖尿病 | 1 糖尿病の現状 課題欄1番目の○ | 「『糖尿病が強く疑われる者』の割合は、平成18年以降、男女とも有意な変化はなく」を、「『 糖尿病が強く疑われる者 』の 全国推計人数は約1,000万人と推計され、平成9年以降増加しており 」に修正した。 【理由】統計に即した表現に見直した。 |
| 38 | 同上 | 糖尿病 医療連携 体系図の説明 1番目の○ | 「特定健康診査・特定保健指導や労働安全衛生法に基づく健診等により、糖尿病の早期発見や糖尿病予備群のリスクを発見し、受診や生活習慣の改善を促します。」の後、「 生活習慣の改善を促すとともに、糖尿病受診勧奨対象者には、受診勧奨を行います。 」を追加した。 【理由】県計画を参考に文章を追加した。 |
| 38 | 同上 | 同上 2番目の○ | 「かかりつけ医による定期的な治療において、日常の血糖管理の状態を把握し、重症化や合併症の予防を促します。」を修正し、以下の下線部を追加した。 「かかりつけ医による定期的な治療において、日常の血糖管理の状態を把握し、 同時に眼科、歯科等と連携して病状の変化を観察し、重症化や合併症の予防を促します。 」 【理由】県計画を参考に文章を追加した。 |
| 40 | 第2章 第5節 精神 | 3 医療提供体制 (2) 専門医療体制 課題欄 | 現状欄1番目の○に対応する課題「○ 児童・思春期精神に対応できる専門病床を更に確保していく必要があります」を削除した。 【理由】障害福祉課の意見を参考に修正した。 |
| 40 | 同上 | 同上 課題欄2番目の○ | 「専門治療機関である刈谷病院と一般医療機関が連携する体制が必要です。」を、「 アルコール依存症の治療を行う精神科医療機関と一般医療機関が連携する体制が必要です。 」に修正した。 【理由】課題欄であるため、より一般的な記載に修正した。 |
| 42 | 同上 | 今後の方策 1 現状 1番目の○ | 以下の下線部を追加した。「各医療機関の 医療機能を明確化しながら、 役割分担や連携を推進していきます。」 【理由】障害福祉課の意見を参考に修正した。 |
| 45 | 同上 | 表2-5-5と表2-5-6 の間 | 表「医療保護入院者の入院期間（平成28年）」を削除した。 【理由】障害福祉課の意見を参考に削除した。 |
| 53 | 第3章 救急 | 1 救急医療体制 の整備 (3) 第3次救急 医療体制 | 「○ 厚生連安城更生病院は、愛知県下を3地区に分け運用されている『切断指指トリアージシステム』において三河地区を担当し、救急隊から電子メールで送付された受傷指指の写真を基に搬送先の決定や対応の助言指導等を行っています。 」を追加 |

| 頁 | 章節名等 | 変更箇所 | 変更内容 |
|----|------------|---------------------------------|---|
| | | 3 番目の○ | した。 【理由】 策定委員からの意見を参考に地域の取組みとして記載した。 |
| 65 | 第5章 周産期 | 2 周産期医療体制 現状欄5番目の○ | 「精神疾患を有する母体への対応は、総合周産期母子医療センターである厚生連安城更生病院や、4 大学病院と連携し対応しています。」を、「 周産期母子医療センターでは多くの施設で外来診療により、精神疾患を有する母体に対応しています。また、必要に応じ総合周産期母子医療センターである厚生連安城更生病院や入院診療可能な4 大学病院と連携を図っています。 」に修正した。 【理由】 県計画を参考に修正した。 |
| 65 | 同上 | 同上 課題欄2番目の○ | 「精神疾患を有する母体については、総合周産期母子医療センターや大学病院と適切な連携体制を構築する必要があります。」を、「 周産期母子医療センターは、実情に応じて、精神疾患を有する母体に適切に対応する体制を構築する必要があります。 」に修正した。 【理由】 県計画を参考に修正した。 |
| 65 | 同上 | 3 医療機関と保健・福祉機関の連携体制 現状欄2番目の○ | 「南海トラフ大地震が発生した場合、医療のサポートが必要となる妊産婦・新生児等について、適切に対応できる支援体制が未整備です。」を、「 災害時における周産期医療は、各関係医療機関の連携により周産期の円滑な救急医療活動を支援している愛知県周産期医療情報システムを活用し、連携をとることとしています。 」に修正した。 【理由】 県計画を参考に修正した。 |
| 65 | 同上 | 【今後の方策】 3 番目の○ | 「○ 重症心身障害児が、家庭や地域で安心して生活できるよう医療・福祉・保健機関のネットワーク体制づくりに取り組んでいきます。 」を追加した。 【理由】 県計画を参考に追加した。 |
| 67 | 同上 | 周産期医療連携体系図の説明 5 番目の○ | 「あいち小児医療センターは、平成28年2月1日には救急棟を、平成28年11月には周産期部門を設置してNICU・GCUを整備し、胎児・新生児の最重篤患者への医療を提供します」を、「 県あいち小児医療センターは、平成28年度に周産期部門を設置してNICU・GCUを整備し、出生直後の対応が要求される胎児や最重篤な新生児に対し医療を提供します 」に修正した。 【理由】 県計画を参考に修正した。 |
| 67 | 同上 | 同上 6 番目の○ | 「県コロニー中央病院は、NICU 等を退院した障害児等のレスパイト入院の受入れ、在宅障害児等の療育支援をしています。」を、「 県コロニー中央病院は、NICU 等を退院した障害児等のレス |

| 頁 | 章節名等 | 変更箇所 | 変更内容 |
|----------|------------|---------------------------------------|--|
| | | | <p>パイト入院の受入れ及び退院後の障害児等への医療的支援を行っています。医療療育総合センター（仮称）整備後も医療支援部門として、引き続き医療的支援を継続していきます。」に修正した。</p> <p>【理由】 県計画を参考に修正した。</p> |
| 69 72 | 第6章 小児 | 1 医療提供状況 (2) 小児救急医療 及び体系図 | <p>小児救急体制に関する表現を以下のとおり修正した。</p> <p>「(小児の) 第1次救急医療」⇒「小児の時間外救急医療施設」 「第2次救命救急医療」⇒「小児の救命救急医療（2次医療圏単位）」 「第3次救急医療」⇒「小児重篤患者の救命救急医療」</p> <p>【理由】 県計画を参考に修正した。</p> |
| 70 | 同上 | 1 医療提供状況 (4) 医療的ケア児の支援 現状欄2番目の○ | <p>「各市では平成30年度末までに、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を策定することとされており、医療的ケア児についての支援策は国の基本指針にあげられています。」を、『平成30年度末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することが基本』と国から示されています。」に修正した。</p> <p>【理由】 国から示されているのは、障害児福祉計画の策定ではなく、関係機関等が連携を図るための協議の場の設置であるため。</p> |
| 70 | 同上 | 同上 課題欄3番目の○ | <p>「医療的ケア児の支援策として、各市の障害児福祉計画による、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための体制整備が必要です。」を、「保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するといった連携体制の構築が必要です。」に修正した。</p> <p>【理由】 上記の現状欄の修正と整合性をとるため。</p> |
| 73 | 第7章 へき地 | 2 へき地診療所の支援 課題欄1、2番目の○ | <p>以下を追加した。</p> <p>「○ へき地医療を担う医療機関においては、全診療科的な対応が必要となるため、総合的な診療ができる医師や、在宅医療の提供をはじめとする地域包括ケアシステムを支えることができる医師が求められており、そのような医師の育成、確保を図ることが必要です。」</p> <p>「○ へき地医療に従事する医師に対して、更なる診療技術支援への取り組みが必要です。」を追加した。</p> <p>【理由】 県計画を参考に追加した。</p> |
| 74 | 同上 | 表7-2、表7-3、表7-4 | <p>元の「表7-2 過疎地域における診療所数」と表7-3「へき地診療所の実績」を整理しレイアウトを修正した。</p> |
| 82 | 第10章 | 4 認知症対策 | <p>「認知症は、MCI（軽度認知障害）の内に早期発見し、適切な</p> |

| 頁 | 章節名等 | 変更箇所 | 変更内容 |
|-----|--------------|---------------------------------|---|
| | 高齢者 | 現状欄2番目の○ | 治療、予防をすることで認知機能の回復や重症化の予防ができます。」を、「 認知症の早期診断・早期対応を軸にした、容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供により、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができます。 」に修正した。 【理由】 県計画を参考に追加した。 |
| 83 | 同上 | 5 高齢者虐待防止 現状欄1番目の○ | 「平成18年4月1日に『高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』（「高齢者虐待防止法」）が施行されました。県では、市の適切な対応を支援するため、自治体職員を対象に研修会を実施しています。」を、「 県では、市が『高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』（「高齢者虐待防止法」）に基づき、虐待を受けたあるいは受ける恐れのある高齢者及び養護者へ適切な対応が行えるよう自治体職員を対象に研修会を実施しています。 」に修正した。 【理由】 県計画を参考に修正した。 |
| 84 | 同上 | 今後の方策 3番目の○ | 「認知症高齢者の早期診断・早期対応のための体制（認知症初期集中支援チーム等）を充実させ、認知症の重度化予防を図ります」を、「 認知症初期集中支援チームの設置と機能強化を図ることで、認知症の早期診断・早期対応できる体制の整備を進めます。 」に修正した。 【理由】 高齢福祉課からの指摘を踏まえ表現を見直した。 |
| 98 | 第13章 健康危機 | 2 衣浦東部保健所及び西尾保健所の体制 現状欄1番目の○ | 「エボラ患者」を、「 ウイルス性出血熱患者 」に修正した。 【理由】 「エボラ患者発生時対応要領」から「 ウイルス性出血熱患者発生時対応要領 」への改正による。 |
| 98 | 同上 | 同上 現状欄2番目の○ | 「○ 衣浦東部保健所及び西尾保健所ではエボラ出血熱患者等の移送に関する協定書を消防と締結しています。 」を追加した。 【理由】 保健所の取組みとして記載を追加した。 |
| 100 | 同上 | 西尾保健所 健康危機管理体系図 | 西尾保健所 健康危機管理体系図を追加した。 【理由】 圏域内保健所の体制として記載を追加した。 |

以下の変更点については、記載を省略した。

- ・統計時点更新に伴う年や数値の修正
- ・表現の見直しに伴う微修正
- ・表記統一に伴う修正（例：当保健所→衣浦東部保健所、県民→地域住民 等）
- ・用語の解説における修正
等